

No. 1 5

令和3年（6月）

第2回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 27 号 第 28 号	専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例 の主な改正点	市民税課 資産税課	1
第 30 号	熊谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条 例案新旧対照表	市民税課	2
第 31 号	熊谷市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例案新旧対照表	職員課	4
第 32 号	熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点	市民税課 資産税課 納税課	8
第 33 号	熊谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正す る条例案新旧対照表	子ども課	20
第 34 号	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部 を改正する条例案新旧対照表	子ども課	21
第 35 号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を 改正する条例案新旧対照表	障害福祉課	22
第 36 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対 照表	保育課	23
第 37 号	熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定 める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	道路課	24
第 38 号	熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	道路課	26
第 39 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	30
第 40 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照 表	保育課	31
第 41 号	業者名及び入札結果 (支援車(Ⅱ型))	警防課 (契約課)	33
第 42 号	認定路線調書・位置図	管理課	34
第 43 号	廃止路線調書・位置図	管理課	40

専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の主な改正点

税目	条 項	改 正 前 の 内 容	改正点	改 正 後 の 内 容																
固定資産税	市税条例	<p>【土地の負担調整措置（平成30年度～令和2年度）】</p> <p>(1) 宅地等及び農地に係る課税標準額の負担調整措置</p> <p>(2) 負担水準が0.6以上0.7以下の商業地等に係る課税標準額の据置特例</p> <p>(3) 商業地等に係る課税標準額の上限を価格の0.7とする引下げの特例</p>	<p>土地の負担調整措置の継続及び土地の税額に関する特例措置の新設</p>	<p>【土地の負担調整措置（令和3年度～令和5年度）】</p> <p>(1)～(3) 改正前の内容と同じ（負担調整措置の継続）</p> <p>(4) 負担調整措置等により税額が増加する土地について、<u>前年度の税額に据え置く特別な措置（新設）</u>（※令和3年度に限る。）</p>																
	都市計画税条例				<p>附則第9項～第15項、第17項、第18項</p>															
軽自動車税	市税条例	<p>【環境性能割の臨時的軽減】</p> <p>自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1パーセント分軽減する臨時的軽減について、<u>令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1%	非課税	2%	1%	適用期限の延長	<p>【環境性能割の臨時的軽減】</p> <p>自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1パーセント分軽減する臨時的軽減について、<u>適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1%	非課税	2%	1%
税率	臨時的軽減																			
非課税	非課税																			
1%	非課税																			
2%	1%																			
税率	臨時的軽減																			
非課税	非課税																			
1%	非課税																			
2%	1%																			

議案第30号の参考資料

熊谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市固定資産評価審査委員会条例(平成17年条例第29号)
(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4・5</u> (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5・6</u> (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければ</u>ならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければ</u>ならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

議案第 3 1 号の参考資料

熊谷市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 5 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案
<p>（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、様式第 1 号又は様式第 2 号による宣誓書 <u>を任命権者に提出しなければならない</u>。</p>

現 行

(職員の仕事の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において 様式第1号又は様式第2号による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

改正案

様式第1号(第2条関係)(一般職員)

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

様式第2号(第2条関係)

宣誓書

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

現 行

様式第1号(第2条関係)(一般職員)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名 ㊞

様式第2号(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏

名 ㊞

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点

税目	条 項	改 正 内 容																
固定資産税	法附則第15条 第2項第1号等の 条例で定める割合	<p>わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入</p> <p>以下の対象資産に係るわがまち特例の特例割合を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設</td> <td>3分の1</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	特例割合	特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設	3分の1												
	対象資産	特例割合																
特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設	3分の1																	
附則 第10条の2	<p>対象資産に係る固定資産税について、課税標準となるべき価格に特例割合を乗じたものを課税標準とする。</p> <p>【適用】令和6年3月31日まで適用する。</p>																	
軽自動車税	軽自動車税の 種別割の 税率の特例	<p>“グリーン化特例”（軽課税率）の見直し</p> <p>営業用乗用車及び貨物用自動車に係るグリーン化特例の適用区分の見直し及び適用期間の延長を行う。</p> <p>乗用車（営業用） 燃費基準を「令和12年度燃費基準」に改め、適用期間を2年延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車及び天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車及び天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+30%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>令和12年度燃費基準90%達成</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>25%軽減</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車及び天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車及び天然ガス自動車	75%軽減	令和2年度燃費基準+30%達成	50%軽減	令和12年度燃費基準90%達成	50%軽減	令和2年度燃費基準+10%達成	25%軽減	令和12年度燃費基準70%達成	25%軽減
	区分	軽減率	区分	軽減率														
電気自動車及び天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車及び天然ガス自動車	75%軽減															
令和2年度燃費基準+30%達成	50%軽減	令和12年度燃費基準90%達成	50%軽減															
令和2年度燃費基準+10%達成	25%軽減	令和12年度燃費基準70%達成	25%軽減															
附則 第16条	<p>貨物用自動車 特例の対象を電気自動車等に重点化を行った上、適（自家用・営業用）用期間を2年延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車及び天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> <td>電気自動車及び天然ガス自動車</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+35%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>適用なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>25%軽減</td> <td>適用なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】 令和3年4月1日以後に初回新規検査等を受けた車両に適用する。</p>	区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車及び天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車及び天然ガス自動車	75%軽減	平成27年度燃費基準+35%達成	50%軽減	適用なし		平成27年度燃費基準+15%達成	25%軽減	適用なし		
区分	軽減率	区分	軽減率															
電気自動車及び天然ガス自動車	75%軽減	電気自動車及び天然ガス自動車	75%軽減															
平成27年度燃費基準+35%達成	50%軽減	適用なし																
平成27年度燃費基準+15%達成	25%軽減	適用なし																
個人市民税	新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	<p>住宅借入金等特別税額控除の特例</p> <p>住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年とする特例について、令和4年12月31日までに入居した場合、その適用期限を令和17年度までとする措置を講ずる。</p> <p>【対象】 新築住宅：令和2年10月1日から令和3年9月30日の間に契約 既存住宅等：令和2年12月1日から令和3年11月30日の間に契約</p>																
	附則 第26条																	

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
(第1条関係)

熊谷市税条例(平成17年条例第63号)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。<u>以下この項において同じ。</u>)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(<u>控除対象扶養親族を除く。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

改正案	現行				
<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="236 1955 782 2063"> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> </tr> </table>			<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="874 1955 1420 2063"> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> </tr> </table>		

改正案	現 行										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="247 208 606 297">法附則第15条第42項</td> <td data-bbox="606 208 793 297">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 297 606 387">法附則第15条第46項</td> <td data-bbox="606 297 793 387">3分の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="247 387 793 510" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </table>	法附則第15条第42項	(略)	法附則第15条第46項	3分の1	~~~~~		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="876 208 1235 297">法附則第15条第42項</td> <td data-bbox="1235 208 1422 297">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="876 297 1422 510" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </table>	法附則第15条第42項	(略)	~~~~~	
法附則第15条第42項	(略)										
法附則第15条第46項	3分の1										
~~~~~											
法附則第15条第42項	(略)										
~~~~~											
<p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p><u>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。)</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2) <u>法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p>(3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として</u></p>	<p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p>										

改正案	現行
<p><u>使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p><u>4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災</u></p>	

改正案	現行
<p><u>共用土地」とあるのは「附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた同条第6項に規定する特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地法<u>附則第19条の3第5項</u>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日</u>から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">(略)</div> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対す</p>	<p>（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地法<u>附則第19条の3第4項</u>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が<u>平成31年4月1日</u>から<u>令和2年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和2年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>同年4月1日</u>から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">(略)</div> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの</p>

改正案	現行
<p>る第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>のに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自</p>	

改正案	現行
<p><u>自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から<u>第5項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動</p>

改正案	現行
<p>車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第26条 （略）</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第26条 （略）</p>

(第2条関係)

熊谷市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第22号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第2条 熊谷市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第</p>	<p>第2条 熊谷市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第</p>

改正案	現行
<p>321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に、「第13項」を「第12項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第69項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関</p>	<p>321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に、「第13項」を「第12項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第61項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関</p>

改正案	現行
<p>係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「<u>第48条の15の5第4項</u>」を「<u>第48条の15の4第4項</u>」に改める。</p> <p><u>第52条第3項中「第48条の15の5第4項」</u>を「<u>第48条の15の4第4項</u>」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削り、「これら」を「同項」に改める。</p> <p><u>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」</u>を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</p>	<p>係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。</p> <p><u>第52条第4項</u>から第6項までを削る。</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削り、「これら」を「同項」に改める。</p>

議案第 33 号の参考資料

熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
案新旧対照表

熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成 17 年条例第
140 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受給者の登録） 第 6 条 （略） 2 （略） 3 受給者は、<u>対象となるこどもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等に、国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等により対象となるこどもであることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。</u></p>	<p>（受給者の登録） 第 6 条 （略） 2 （略） 3 受給者は、<u>保険医療機関等において、医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証を提示しなければならない。</u></p>

議案第34号の参考資料

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年条例第141号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受給者証の提示）</p> <p>第5条の2 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により第3条第1項に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。</u></p>	<p>（受給者証の提示）</p> <p>第5条の2 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証を提示しなければならない。</u></p>

議案第 35 号の参考資料

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 17 年条例第 157 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受給者証の提示）</p> <p>第 7 条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者等又は第 3 条第 1 項に規定する被扶養者であることの確認を受ける</u>とともに、受給者証を提示しなければならない。</p>	<p>（受給者証の提示）</p> <p>第 7 条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証の提出</u>とともに、受給者証を提示しなければならない。</p>

議案第36号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成18年条例第36号）

（第1条関係）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立第3箱田児童クラブ	（略）	熊谷市立第3箱田児童クラブ	（略）
<u>熊谷市立第4箱田児童クラブ</u>	<u>熊谷市中央一丁目1番地</u>		

（第2条関係）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立佐谷田児童クラブ	（略）	熊谷市立佐谷田児童クラブ	（略）
<u>熊谷市立第2佐谷田児童クラブ</u>	<u>熊谷市佐谷田1030番地9</u>		

議案第 37 号の参考資料

熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成 25 年条例第 15 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 道路の構造の技術的基準</p> <p>第 1 節～第 5 節 （略）</p> <p>第 6 節 特例措置及び専用道路（第 39 条 - <u>第 42 条の 2</u>）</p> <p>第 3 章・第 4 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第 32 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</u></p> <p>（歩行者専用道路）</p> <p>第 42 条 （略）</p> <p><u>（歩行者利便増進道路）</u></p> <p><u>第 42 条の 2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する歩行者の滞留の用に供する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 道路の構造の技術的基準</p> <p>第 1 節～第 5 節 （略）</p> <p>第 6 節 特例措置及び専用道路（第 39 条 - <u>第 42 条</u>）</p> <p>第 3 章・第 4 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第 32 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、<u>視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</u></p> <p>（歩行者専用道路）</p> <p>第 42 条 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第16号）で定める基準に適合するものとする。</u></p>	

議案第 38 号の参考資料

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 16 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条－<u>第 2 条の 2</u>）</p> <p>第 2 章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等</u>（第 3 条－第 10 条）</p> <p>第 3 章～第 6 章 （略）</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、<u>自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路</u>、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例第 42 条の 2 第 1 項に規定する歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p><u>（災害等の場合の適用除外）</u></p> <p><u>第 2 条の 2 災害等のためこの条例に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この条例の規定によらないことができる。</u></p> <p>第 2 章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等</u></p> <p>（歩道）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・<u>第 2 条</u>）</p> <p>第 2 章 <u>歩道等</u>（第 3 条－第 10 条）</p> <p>第 3 章～第 6 章 （略）</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>第 2 章 <u>歩道等</u></p> <p>（歩道）</p>

改正案	現行
<p>第3条 道路（<u>自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。</u>）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>（有効幅員）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。</u></p> <p><u>4 歩行者専用道路の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。</u></p> <p><u>5 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等及び自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>（舗装）</p> <p>第5条 歩道等<u>及び自転車歩行者専用道路等</u>の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等<u>及び自転車歩行者専用道路等</u>の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>（勾配）</p> <p>第6条 歩道等<u>及び自転車歩行者専用道路等</u>の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等（車両乗り入れ部を除く。）<u>及び自転車歩行者専用道路等</u>の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の</p>	<p>第3条 道路（<u>自転車歩行者道を設ける道路を除く。</u>）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>（有効幅員）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>（舗装）</p> <p>第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>（勾配）</p> <p>第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない</p>

改正案	現行
<p>特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(エレベーター)</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること<u>又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p>	<p>場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(エレベーター)</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること<u>により、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p>第31条 <u>歩道等、自転車歩行者専用道路等</u>、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休憩施設)</p> <p>第32条 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等</u>には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(照明施設)</p> <p>第33条 <u>歩道等、自転車歩行者専用道路等</u>及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等</u>及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面又は<u>床面</u>の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>	<p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p>第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(休憩施設)</p> <p>第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(照明施設)</p> <p>第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>

議案第 39 号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
 条例（平成 26 年条例第 30 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 （略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 49 条・<u>第 50 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（暴力団等の排除）</p> <p>第 49 条 （略）</p> <p><u>（電磁的記録）</u></p> <p><u>第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録その他これに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされ、又は行うことが想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 （略）</p> <p>第 6 章 雑則（第 49 条）</p> <p>附則</p> <p>（暴力団等の排除）</p> <p>第 49 条 （略）</p>

議案第40号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
 に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
 に関する条例（平成27年条例第15号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案			
別表第1（第3条関係）			
各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親が教育・保育給付認定保護者である世帯</u>	（略）	（略）
備考（略）			

現 行

別表第 1 (第 3 条関係)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担 (月額)	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による支援給付受給世帯並びに児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に規定する里親が教育・保育給付認定保護者である世帯	(略)	(略)

備考 (略)

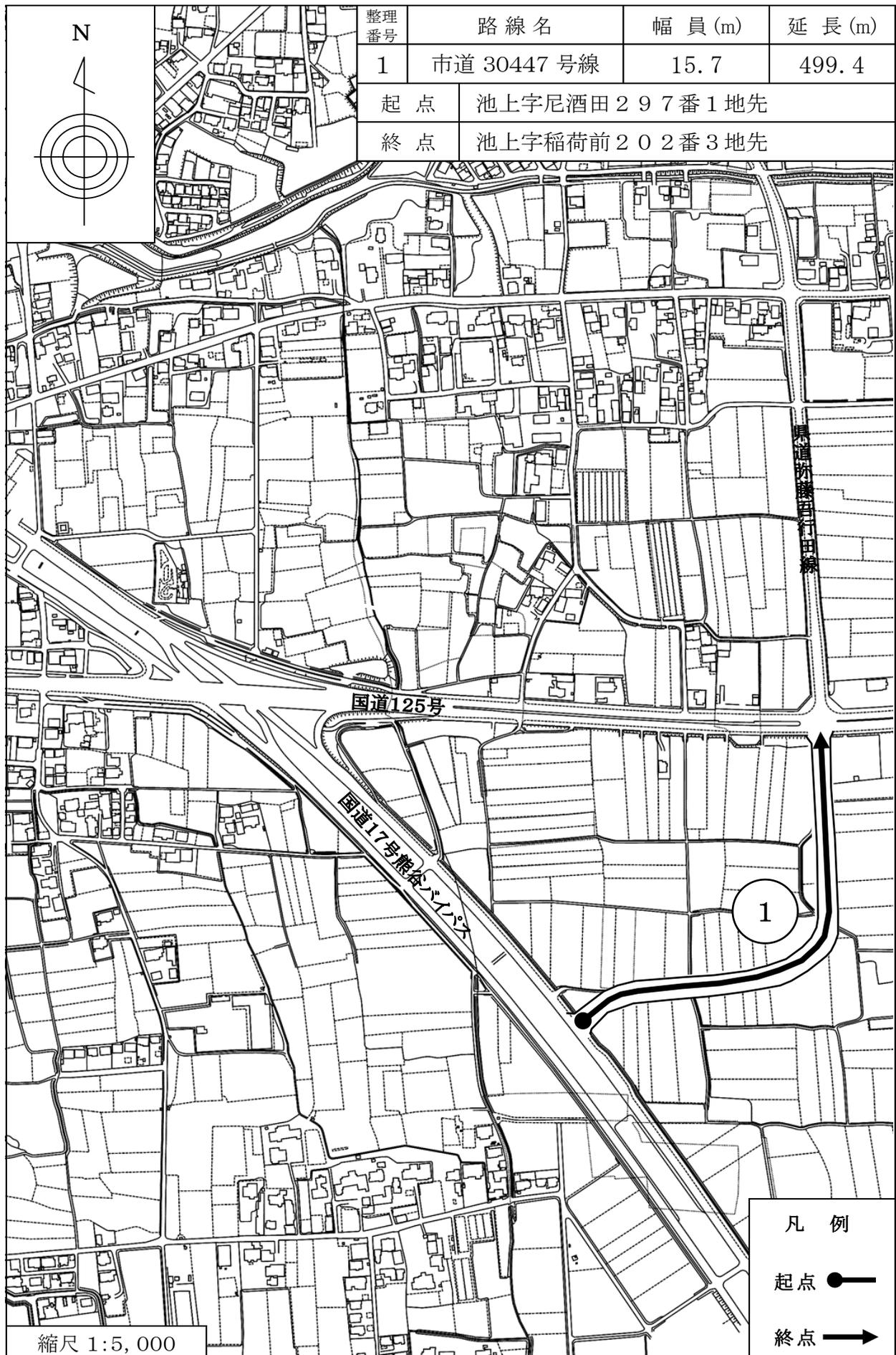
業 者 名 及 び 入 札 結 果

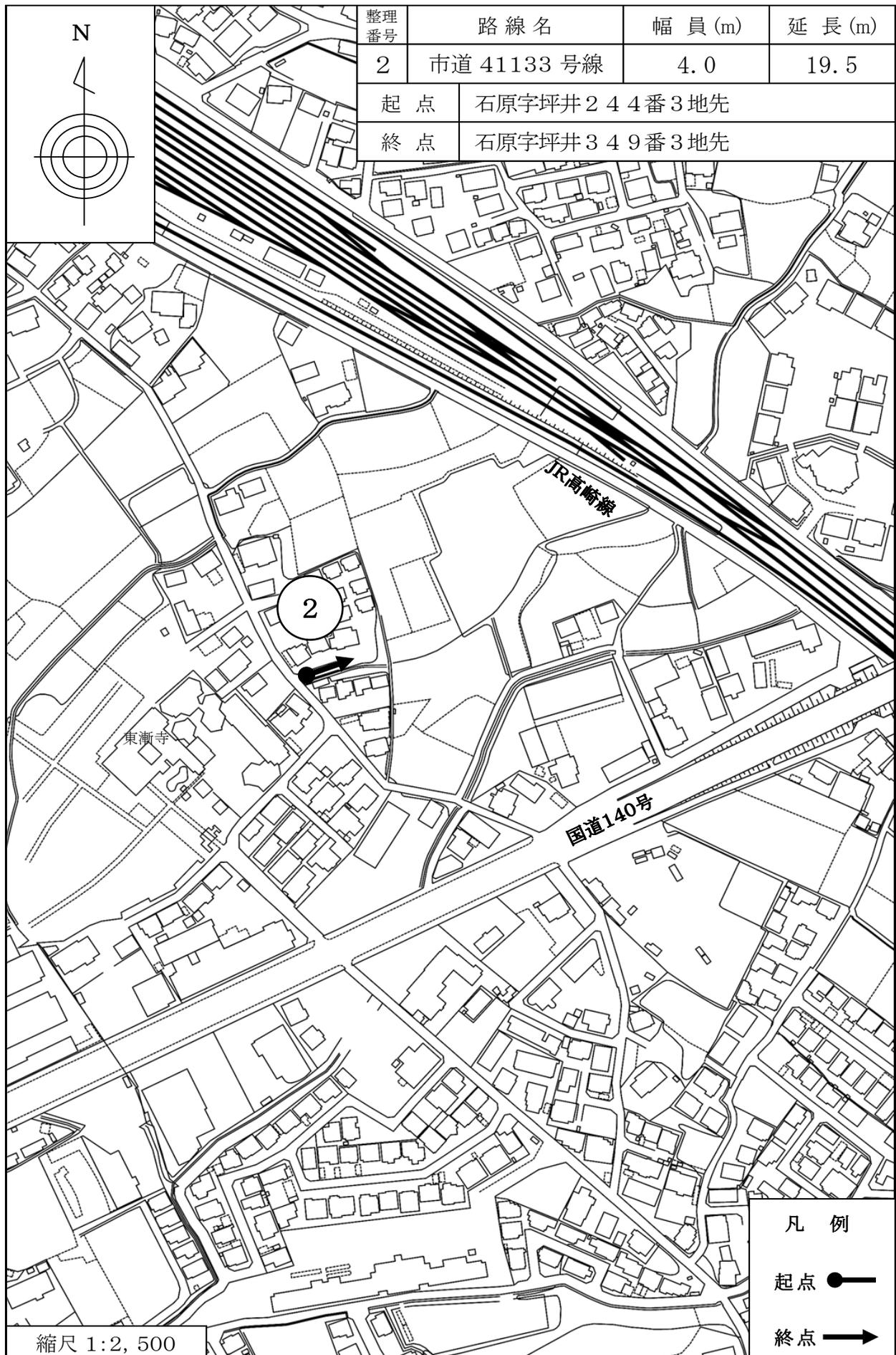
物 件 名		支援車(Ⅱ型)				
納 入 場 所		熊谷市消防本部				
入 札 年 月 日		第1回 令和3年5月6日 第2回 令和3年5月13日				
入 札 対 象 額		予 定 価 格		—		
67,000,000 円		67,000,000 円		—		
番 号	業 者 名	第1回入札額		第2回入札額		結 果
		金 額	順 位	金 額	順 位	
1	小川ポンプ工業(株)東京事務所	80,278,000 円	8	68,310,000 円	4	
2	小池(株)	78,287,000	6	辞退		
3	ジーエムいちはら工業(株)東京営業所	79,200,000	7	辞退		
4	(株)篠崎ポンプ機械製作所	77,440,000	2	辞退		
5	長野ポンプ(株)東京営業所	77,660,000	3	68,255,000	3	
6	(株)ナカムラ消防化学東京営業所	78,100,000	5	辞退		
7	日本機械工業(株)本社営業部	77,880,000	4	68,200,000	2	
8	(株)ネイチャー	86,515,000	9	辞退		
9	(株)野口ポンプ製作所	辞退		/		
10	(株)モリタ東京支店	68,420,000	1	66,990,000	1	落札

落 札 業 者	落 札 金 額	
	入 札 金 額	うち消費税等の額
(株)モリタ東京支店	66,990,000 円	6,090,000 円

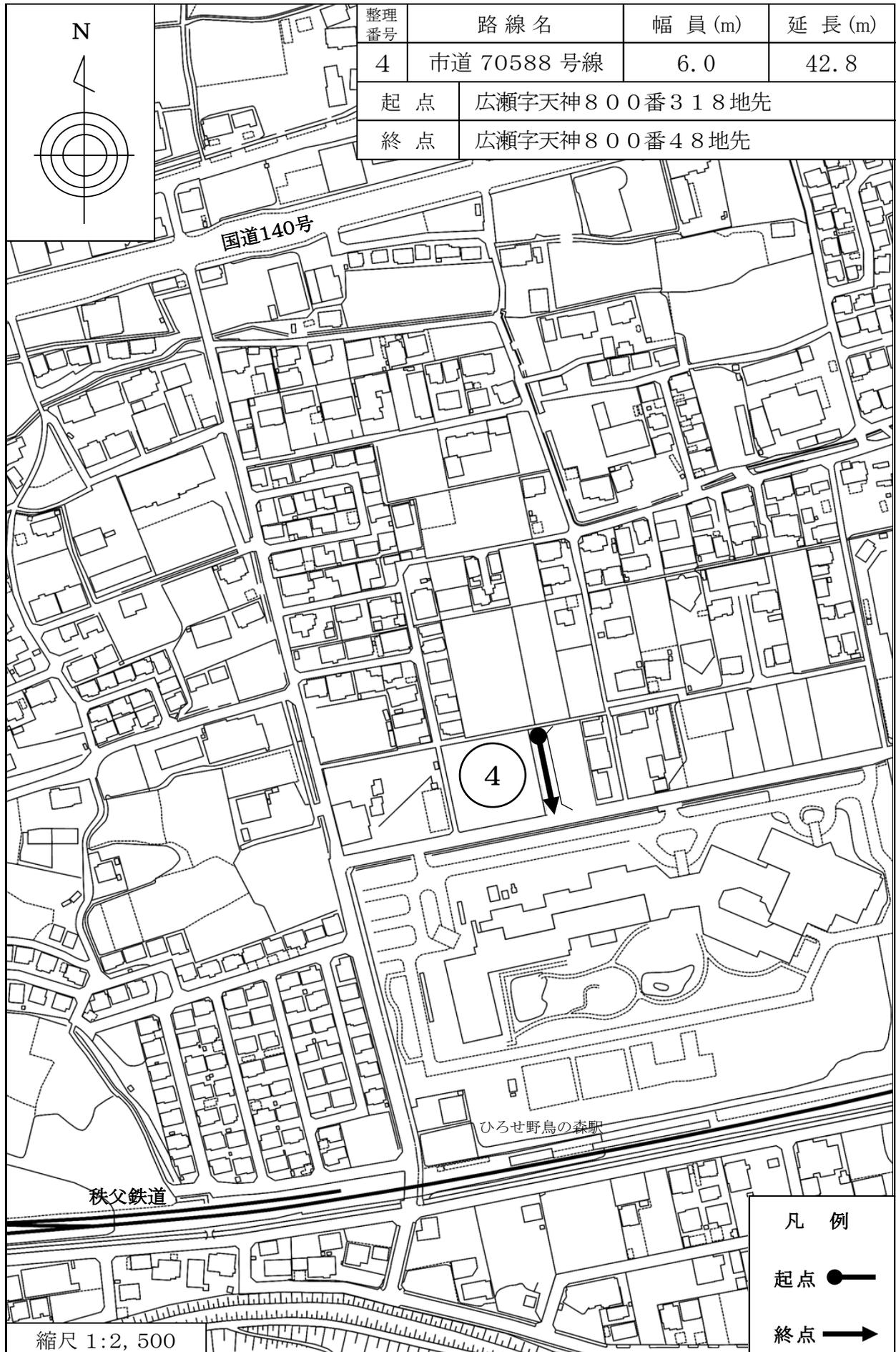
認定路線調書・位置図

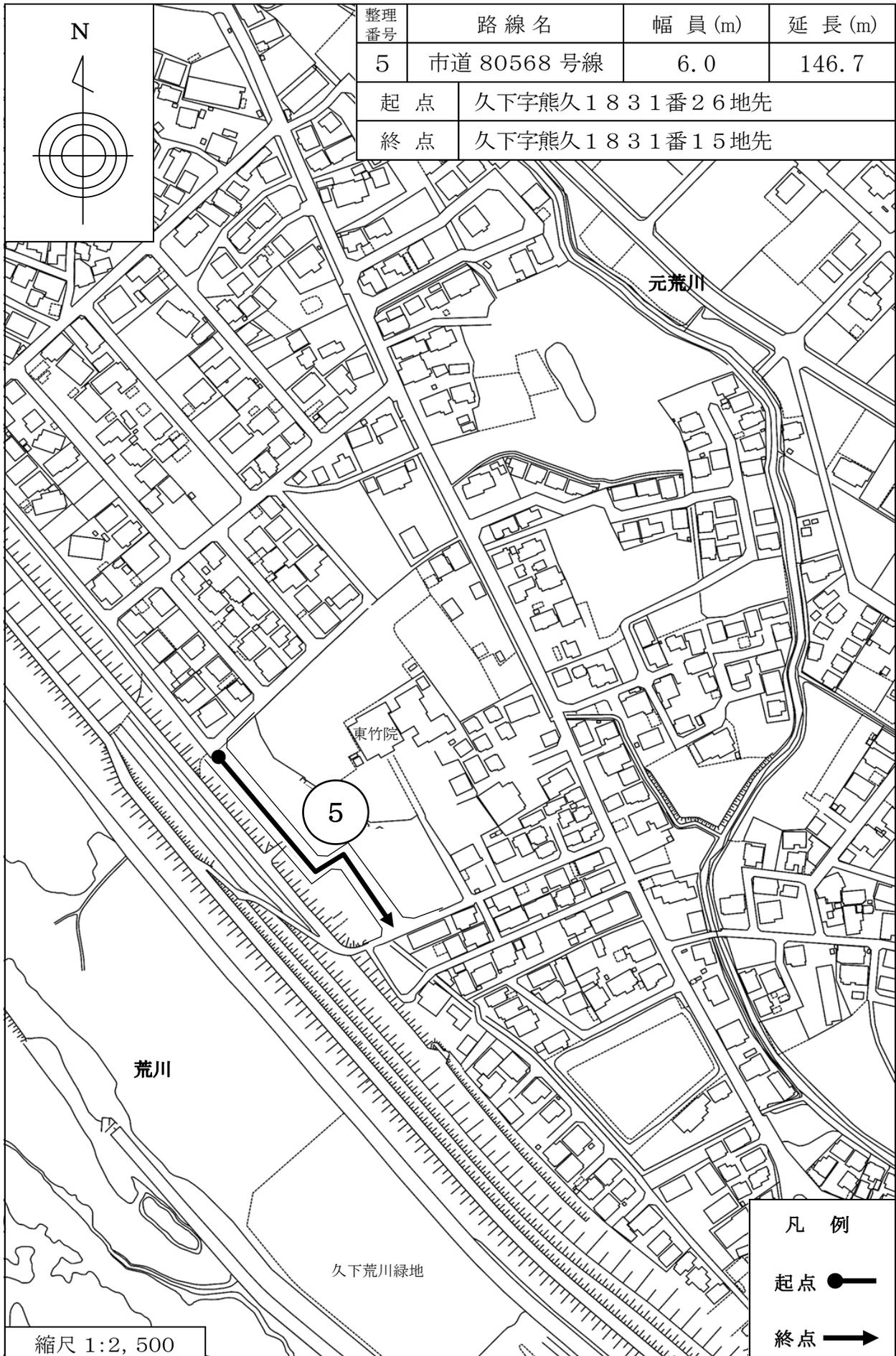
整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 30447 号線	道路改良事業に伴い新設される道路を市道として管理したいため
2	市道 41133 号線	未認定の道路を市道として管理したいため
3	市道 60614 号線	廃止する市道60400号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
4	市道 70588 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
5	市道 80568 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため





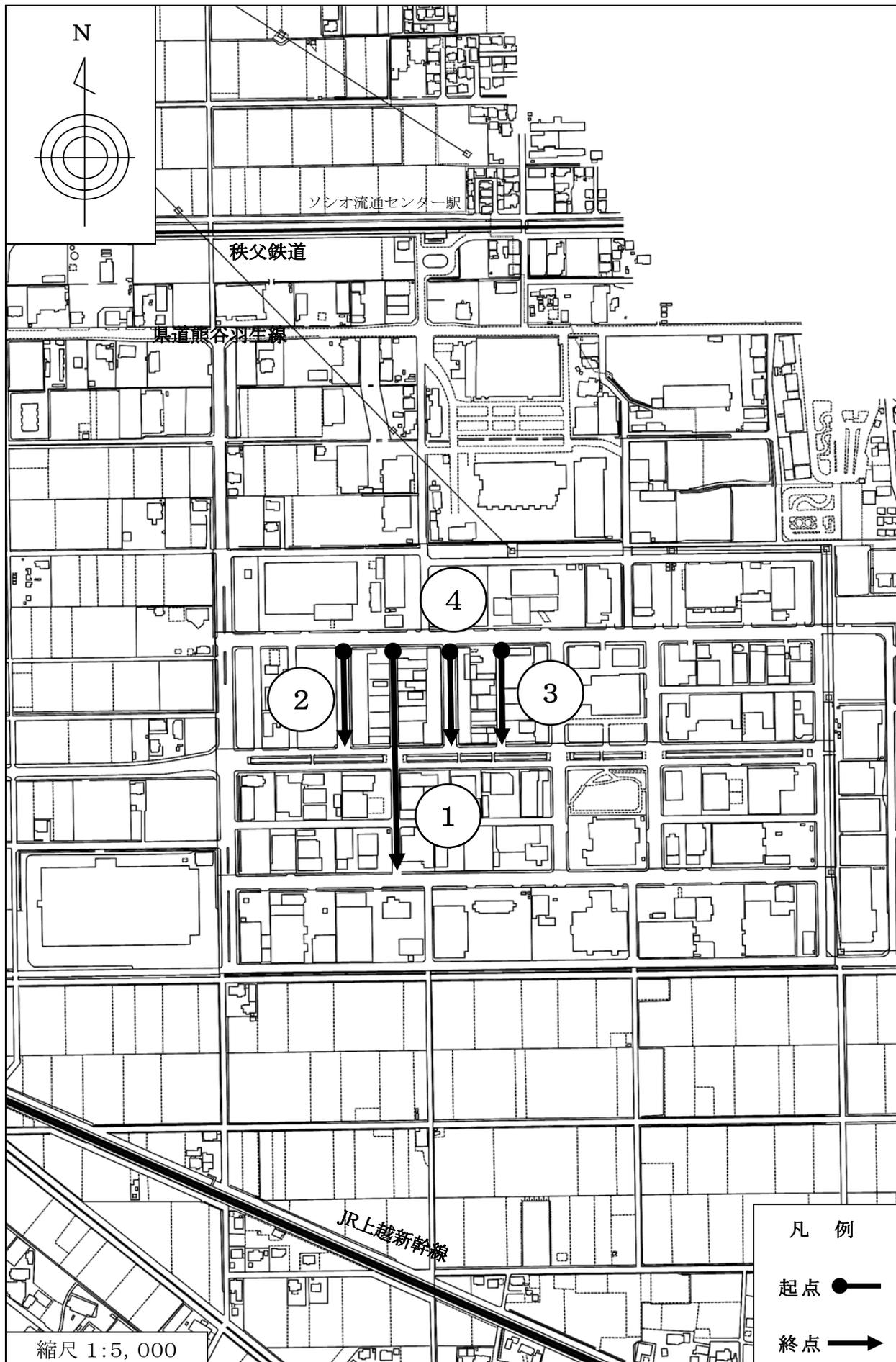






廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 60400 号線	当該路線の道路用地の一部を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道 60401 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
3	市道 60405 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
4	市道 60406 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため



整理 番号	路線名	起 点	幅 員 (m)	延 長 (m)
		終 点		
1	市道 60400 号線	問屋町二丁目1800番23地先	7.8~24.4	230.1
		問屋町三丁目1800番50地先		
2	市道 60401 号線	問屋町二丁目1800番17地先	14.7~18.9	101.5
		問屋町二丁目1800番16地先		
3	市道 60405 号線	問屋町二丁目1800番35地先	8.0	101.5
		問屋町二丁目1800番34地先		
4	市道 60406 号線	問屋町二丁目1800番29地先	12.7	101.5
		問屋町二丁目1800番28地先		